

# 区画整理情報 No.27

(西大袋地区)

発行：平成31年4月

発行者：越谷市役所都市整備部市街地整備課

## 平成31年度の事業予算について

平成31年度の事業予算については、事業の進捗を図り、都市基盤の整備と健全な市街地の形成を進めるため、総額17億円を計上いたしました。

主な事業予算は次のとおりです。

○ 街路・下水道・盛土整地工事費等	4億 1,170万円
○ 上水道工事費負担金等	1億 3,800万円
○ 家屋・立木等移転補償料	3億 0,330万円
○ 土地使用・盛土整地補償料	1億 3,170万円
○ 委託料	1億 1,110万円
○ 事務費等	9,099万円
○ 公債費	5億 1,321万円

## 従前地分筆による仮換地変更（分割）手続きについて

土地区画整理事業地内において、土地の売買、相続、贈与、共有物分割、またはその他の理由により仮換地の分割を必要とする場合は、従前の土地を分筆していただき、仮換地の分割変更をすることができます。

なお、土地の分筆手続きに要する費用及び調書修正に伴う費用は、土地所有者の負担となりますので、事前に市街地整備課までご相談ください。

**建築物の建築やブロック塀等の設置を行う場合は、土地区画整理法第76条許可申請・地区計画の届出が必要です。**

## 土地区画整理法第76条許可申請・地区計画の届出について

西大袋土地区画整理事業地内で建築物その他の工作物(ブロック塀等)の新築、改築、宅地造成などを行う場合には、土地区画整理事業が完了(換地処分公告がある日)まで第76条許可が必要となります。(許可申請は、市役所市街地整備課まで)

建築物の建築及びブロック塀等の工作物の設置、宅地造成などを行う場合には、工事着手の30日前までに市役所都市計画課に地区計画の届出が必要です。

不明な点がありましたら、市役所都市計画課にお問い合わせください。

都市計画課 048-963-9221 (直通)

## ☆権利の変動はご連絡を!

土地の相続、売買などで所有権等の権利が移転された場合には、速やかにご連絡くださるようお願いいたします。(連絡は、市役所市街地整備課まで)

なお、換地処分に伴い、換地処分公告の日における土地所有者及び借地権者に対し、清算金の徴収または交付が生じますので、土地の売買の際には、清算金の取り扱いについて、売主・買主、双方の売買契約書に「特記事項」として明記されますようお願いいたします。

## 【問い合わせは下記へ】

〔都市整備部 市街地整備課〕	◎仮換地・保留地など	048-963-9231 (直通)
	◎工事・移転・補償など	048-963-9232 (直通)

## ◎事業計画の変更について

西大袋土地区画整理事業は、平成9年1月の事業計画決定以来22年が経過し、皆様のご協力をいただきながら全体事業の約2/3の進捗を見ております。一日も早い事業完成を目指して、今後の移転の進め方や完成までのスケジュール等の検討を行い、事業計画の変更(第8回)を行いました。主な変更内容は以下のとおりです。

### 1. 事業施行期間

**変更前 令和 3年(2021年)3月31日まで**

**変更後 令和11年(2029年)3月31日まで(8年間の延長)**

今後必要となる家屋移転や整備工事等の精査を行い、令和元年度以降の移転家屋のうち、特に期間を要する住宅密集地の移転の進め方の見直しを行う等、整備完了及び換地処分までの期間を考慮し施行期間を設定しました。

### 2. 資金計画

**変更前 総事業費 376億3千万円**

**変更後 総事業費 429億3千万円(53億円の増額)**

今後必要となる移転補償費、公共施設整備費、換地諸費等を精査し、総事業費を増額変更しました。財源につきましては、国庫補助金、保留地処分金、市単独費を見込んでいます。

### 3. 事業計画変更の日

**平成31年(2019年)3月22日告示**

※今後、約10年間での整備完了、換地処分を目指し、事業計画の内容を基に家屋移転・道路整備等を進めてまいります。

## ◎整備状況について

当地区内の南北をつなぐ、街区道路 区16-1号線の道路整備を実施いたしました。全面開通に伴い、信号機も設置され、歩行者等が安全に通行できるようになりました。

※詳細については裏面を参照ください。



街区道路 区16-1号線

# 平成31年度街路築造工事箇所図



至大袋駅

至大砂橋

凡 例	
	過年度施工箇所
	平成31年度施工予定箇所
	使用収益開始済箇所

